

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号
許認可等の種類	汚染土壌処理業の変更許可	根拠条項	第23条
審査基準	<p>変更の許可等（法第二十三条第一項） 法第二十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>許可の基準（法第二十三条第二項） 汚染土壌処理業の許可の基準（法第二十二条第三項）を準用する。</p>		
	受付 機関	環境課 処理 機関	環境課 交付 機関
		目次	- 1
		NO	